

かんたん登記申請の改修内容について

1 改修内容

(1) 不動産登記(申出)関連手続の変更

相続人申告登記の申出手続において、相続情報入力画面の相続人項目に「旧氏名」を追加します。

(2) 不動産登記(申出)関連手続の追加

不動産登記(申出)関連手続において、以下の手続を追加します。

- ・検索用情報の申出

(3) 検索用情報の申出の際に提供したメールアドレスの変更・削除機能の追加

かんたん登記申請トップページに検索用情報の申出の際に提供したメールアドレスの変更・削除を可能とする機能を追加します。